2026/11/1

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

日本建築検査協会株式会社

【別表-3】　※電子申請・電子交付を基本とした料金

非住宅

単位：円（税込金額）、（括弧内は税抜金額）

床面積 （非住宅部分）	A種 （病院、ホテル、集会場等）		B種 （事務所、店舗、学校等）		C種 （工場、自動車車庫、倉庫等）	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
100㎡未満	111,100 (101,000)	187,000 (170,000)	78,100 (71,000)	144,100 (131,000)	66,000 (60,000)	111,100 (101,000)
100～300㎡未満	132,000 (120,000)	220,000 (200,000)	88,000 (80,000)	177,100 (161,000)	72,600 (66,000)	133,100 (121,000)
300～500㎡未満	144,100 (131,000)	242,000 (220,000)	99,000 (90,000)	198,000 (180,000)	78,100 (71,000)	155,100 (141,000)
500～1,000㎡未満	187,000 (170,000)	309,100 (281,000)	110,000 (100,000)	220,000 (200,000)	88,000 (80,000)	177,100 (161,000)
1,000～2,000㎡未満	220,000 (200,000)	386,100 (351,000)	121,000 (110,000)	254,100 (231,000)	99,000 (90,000)	198,000 (180,000)
2,000～3,000㎡未満	242,000 (220,000)	440,000 (400,000)	155,100 (141,000)	298,100 (271,000)	121,000 (110,000)	254,100 (231,000)
3,000～4,000㎡未満	287,100 (261,000)	507,100 (461,000)	188,100 (171,000)	352,000 (320,000)	144,100 (131,000)	287,100 (261,000)
4,000～5,000㎡未満	319,000 (290,000)	572,000 (520,000)	220,000 (200,000)	408,100 (371,000)	177,100 (161,000)	319,000 (290,000)
5,000～10,000㎡未満	374,000 (340,000)	650,100 (591,000)	276,100 (251,000)	507,100 (461,000)	209,000 (190,000)	375,100 (341,000)
10,000～20,000㎡未満	440,000 (400,000)	760,100 (691,000)	319,000 (290,000)	605,000 (550,000)	242,000 (220,000)	440,000 (400,000)
20,000～50,000㎡未満	496,100 (451,000)	881,100 (801,000)	397,100 (361,000)	726,000 (660,000)	298,100 (271,000)	507,100 (461,000)
50,000～100,000㎡未満	628,100 (571,000)	1,078,000 (980,000)	484,000 (440,000)	859,100 (781,000)	375,100 (341,000)	628,100 (571,000)
100,000～200,000㎡未満	814,000 (740,000)	1,387,100 (1,261,000)	605,000 (550,000)	1,056,000 (960,000)	484,000 (440,000)	814,000 (740,000)
200,000～300,000㎡未満	1,134,100 (1,031,000)	1,826,000 (1,660,000)	793,100 (721,000)	1,387,100 (1,261,000)	605,000 (550,000)	1,067,000 (970,000)
300,000㎡以上	別途見積					

建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合 （モデル建物法で計算を行う際、対象となる室が無い場合）	55，000円 （50,000円）

≪注意事項≫

・表の床面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延床面積とする。

・表の適用については、1つの棟に複数の用途分類がある場合、A種が1つでも含まれる場合はA種、A種がなくB種が一つでも含まれる場合はB種として算定をする。

・増改築の場合、増改築を行う部分の床面積・用途をもとに料金を算定する。

・モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を上表の料金に乗じる。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

【別表-4】　※電子申請・電子交付を基本とした料金

住宅

単位:円(税込金額)、(括弧内は税抜金額)

		料　金
1住戸	一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分(木造)	49, 500円 (45,000円)
	一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分(木造以外)	77, 000円 (70,000円)
2住戸以上 (100戸未満)	共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分	基本料金132, 000円 (120,000円)
		戸当り 3, 300円 (3,000円)
2住戸以上 (100戸以上)	共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分	基本料金 132, 000円 (120,000円)
		戸当り 5, 500円 (5,000円)
共用部の審査	132, 000円 (120,000円) (100戸以上の場合別途見積)	

共同住宅の共用部分のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合	55, 000円 (50,000円)

【別表-5】

建築物省エネ法判定業務規程第19条各号に基づく判定料金を減額するための要件等
（別表3及び別表4に適用。複数の減額要件に該当する場合、減額措置の重複適用は行わず、最も低い料金となる一の要件を適用する。）

単位：円（税込金額）、（括弧内は税抜金額）

No.	内　　容		非住宅 減額率	住宅 減額率
(1)	標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できるとJCIAが判断したとき。（※年100棟以上提出の場合）		20%	20%
(2)	第7条第4項又は第5項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。		―	別表6による
(3)	他の制度での審査結果を活用するなど、別表5に定める事由に該当するものとして、建築物エネルギー消費性能確保計画の判定業務が効率的に行えるとJCIAが判断したとき。 （※次の(a)～(e)に該当する場合）			
	(a)	計画変更申請の場合（※1）	10%	10%（※2）
	(b)	軽微変更該当証明申請（軽微変更ルートC）の場合（※1）	20%	20%（※2）
	(c)	複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付（JCIAで審査を行ったものに限る）を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を合理化できる場合	―	別表6による
		① 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書		
		② 法第30条に基づく認定書		
		③ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書		
		④ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る）又は長期使用構造等の確認書		
	(d)	複合建築物の住宅部分について仕様基準で審査する場合	―	50%（※3）
	(e)	次のいずれかに該当するもので、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を合理化できる場合 （①については交付（JCIAで審査を行ったものに限る）を受けたもの）	―	別表6による
		① 建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価		
		② 上記(c)の技術的審査をJCIAにて行った場合		

※1：計算方法の変更や直前の判定をJCIA以外で受けている場合及び直前の判定で計算書の添付が無い場合新規料金とする。計画変更、軽微変更の場合の住戸数は変更住戸とする。
※2：2住戸以上の住宅の場合、戸当たり料金および共用部の審査料金に対しての減額率とする。
※3：2住戸以上の住宅の場合、基本料金に対しての減額率とする。

【別表-6】

建築物省エネ法判定業務規程第19条(2)、(3)に基づき減額を適用した場合の判定料金

単位:円(税込金額)、(括弧内は税抜金額)

	料 金	
一戸建ての住宅	33,000円 (30,000円)	
共同住宅等 (2住戸以上)	基本料金55,000 (50,000円)円+戸当り料金×N	
	戸当り 1,100円 (1,000円)	N:住戸数

【別表-7】

建築物省エネ法判定業務規程第20条に基づき増額を適用した場合の判定料金(別表3及び別表4に適用)

No.		内 容	非住宅 増額率	住宅 増額率
(1)		判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてJCIAが判断した場合		
	(a)	100戸以上の共用部の審査		別途見積
	(b)	テナント図などで提出により、図面が多く審査に著しく時間を要する場合	別途見積	別途見積

【別表-8】

紙面による提出及び適合判定通知書等の紙面交付の場合に加算する料金

単位:円(税込金額)、(括弧内は税抜金額)

No.	内 容	料 金
(1)	第7条第1項の建築物エネルギー消費性能確保計画又は第3項の軽微変更該当証明申請書の提出を紙面で行う場合	1件につき16,500円 (15,000円)の加算
(2)	適合判定通知書等(※)の交付において、紙面での発行を行う場合	1件につき5,500円 (5,000円)の加算

※適合判定通知書又は軽微変更該当証明書

【別表−9】

2025.04.01更新

分類	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途（建築物用途）	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※1
住宅基準+B	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所モデル、小規模物販モデルの複合建築物
B	08070	幼稚園	幼稚園モデル
			講堂モデル
B	08080	小学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08082	義務教育学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08100	特別支援学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08110	大学又は高等専門学校	大学モデル
			講堂モデル
B	08120	専修学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08130	各種学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08132	幼保連携型認定こども園	幼稚園モデル
			講堂モデル
A	08140	図書館その他これに類するもの	集会所モデル（図書館）
A	08150	博物館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
A	08152	美術館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
A	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	集会所モデル（社寺）
A	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	福祉施設モデル
B	08180	保育所その他これに類するもの	幼稚園モデル
			講堂モデル
A	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	総合病院モデル
A	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	クリニックモデル
A	08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第 19 条第１項に規定する児童福祉施設等をいい、前 4項に掲げるものを除く。次項において同 じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	福祉施設モデル
B	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	事務所モデル
A	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	集会所モデル（公衆浴場）
A	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	総合病院モデル
A	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	クリニックモデル
A	08260	病院	総合病院モデル
B	08270	巡査派出所	・住宅を兼ねない：事務所モデル ・住宅を兼ねる：住宅＋事務所モデル（複合建築物）
B	08280	公衆電話所	ー
B	08290	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	事務所モデル
B	08300	地方公共団体の支庁又は支所	事務所モデル
C	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	ー
C	08320	建築基準法施行令第 130 条の４第５号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣の指定するもの。）	ー

分類	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途（建築物用途）		モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※1
B	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの		事務所モデル
C	08340	工場（自動車修理工場を除く。）		工場モデル
C	08350	自動車修理工場		工場モデル
C	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの		工場モデル
A	08370	ボーリング場		集会所モデル（ボーリング場）
A		スケート場		集会所モデル（体育館）
A		水泳場		集会所モデル（体育館）
A		スキー場		集会所モデル（体育館）
A		ゴルフ練習場		集会所モデル（体育館）
A		バッティング練習場		集会所モデル（体育館）
A	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）		集会所モデル（体育館）
A	08390	マージャン屋		小規模物販モデル
A		ぱちんこ屋		集会所モデル（ぱちんこ屋）
A		射的場		小規模物販モデル
A		勝馬投票券発売所		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
A		場外車券売場その他これらに類するもの		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
A		カラオケボックスその他これらに類するもの		集会所モデル（カラオケボックス）
A	08400	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館で宴会場を有しないもの	ビジネスホテルモデル
			ホテル又は旅館で宴会場を有するもの	シティホテルモデル
B	08410	自動車教習所		学校モデル
C	08420	畜舎		ー
C	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場		堆肥舎を除き工場モデル（堆肥舎はー）
B	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗		小規模物販モデル
B	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	売り場面積 1000 ㎡以上	大規模物販モデル
B			売り場面積 1000 ㎡未満	小規模物販モデル
B	08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）		飲食店モデル
B	08452	食堂又は喫茶店		飲食店モデル
B	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質 屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設		小規模物販モデル
B	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗		事務所モデル

分類	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途（建築物用途）		モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※1
B	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前２項に掲げるものを除く。）		小規模物販モデル
B	08470	事務所		事務所モデル
A	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ		集会所モデル（体育館）
C	08490	自動車車庫		工場モデル
C	08500	自転車駐車場		工場モデル
C	08510	倉庫業を営む倉庫		工場モデル
C	08520	倉庫業を営まない倉庫		工場モデル
A	08530	劇場、演芸場		集会所モデル（劇場）
A		映画館		集会所モデル（映画館）
A	08540	観覧場		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
A	08550	公会堂		集会所モデル（劇場）
A		集会場		集会所モデル（体育館）
A	08560	展示場		集会所モデル（体育館）
B	08570	料理店		飲食店モデル
B	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー		飲食店モデル
A	08590	ダンスホール		集会所モデル（アスレチック場）
A	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場		ビジネスホテルモデル
A		ヌードスタジオ		集会所モデル（劇場）
A		のぞき劇場		集会所モデル（劇場）
A		ストリップ劇場		集会所モデル（劇場）
A		専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設		ビジネスホテルモデル
A		専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗		小規模物販モデル
A		その他これらに類するもの		（上記いずれか）
C	08610	卸売市場		工場モデル
C	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの		工場モデル
C	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの		工場モデル
B	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗	売り場面積1000 ㎡以上	大規模物販モデル
B			売り場面積1000 ㎡未満	小規模物販モデル
B		田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店		飲食店モデル
B		自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあって は、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）		小規模物販モデル
C	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設		工場モデル
※	08990	その他		

※「その他　08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所、クリニック
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店
C種	工場